

令和 年 月 日

保護者 様

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

群馬県立高崎北高等学校
校長 関口 博士

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準>
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

.....

保護者が記入

学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

年 組 番 氏名 _____

1 診断を受けた医療機関： _____

2 診 断 日：令和 年 月 日

3 登校再開日：令和 年 月 日

(登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。)

※下記に「発症日」と「症状が軽快した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日(発症日)を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	症状が軽快した日を1日経過している。 ⇒ 症状が軽快した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印